

公の施設の指定管理者を公募します

南富良野町では、平成 19 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入する 14 施設のうち、次の 3 施設の指定管理者を公募します。

指定管理の期間は、いずれの施設も平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

施設名	募集要項などの配布期間	申請期間	担当課係
南富良野情報プラザ	10月16日(月) ～10月20日(金)	10月30日(月) ～11月10日(金)	産業課商工観光係 ☎ 52-2178
かなやま湖スポーツ 研修センター	10月16日(月) ～10月20日(金)	10月30日(月) ～11月10日(金)	教育委員会生涯学習係 ☎ 52-2145
空知川スポーツリンクス	10月16日(月) ～10月20日(金)	10月30日(月) ～11月10日(金)	教育委員会生涯学習係 ☎ 52-2145

募集要項などの配布や申請書受付は各担当課係で行います。

広報みなみふらの

お知らせ版

2006.10.1

指定管理者制度とは

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的に平成 15 年の地方自治法の改正により創設されました。

従来は、町が「公の施設」の管理を委託する場合は、町の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、今回の指定管理者制度の導入により、町議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになりました。

「公の施設」とは

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設のことです。体育施設、文化施設、社会福祉施設、観光施設などがあります。また、道路法や河川法、下水道法、学校教育法など個別法により管理主体が限定されている場合は、対象施設になりません。

応募に必要な要件

応募者は、町内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体とします。法人格の有無は問いませんが、法律上個人は、指定管理者となることはできません。

その他にも、必要な要件がありますので、詳しくは各施設を担当する課係にお問い合わせください。

指定管理者の指定

指定管理者の指定については、申請書類受付後、12月上旬を目処に選定委員会において選定し、町議会の議決後に指定管理者として指定します。

指定後、町と指定管理者との間で施設の管理運営について細目の協議を行い、協定を締結します。

募集と選定方法

指定管理者は原則公募によりますが、施設の設置目的などを考慮して特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断される施設については、公募せずに特定の団体を指定することができます。

不明な点や詳細については、各担当課係または行政調整室（☎ 52-2112）までお問い合わせください。